

鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、子どもを安心して育てることができるような体制の整備及び子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るため、予算の定めるところにより、第2条に規定する補助事業者に対し、保育士資格及び幼稚園教諭免許状の取得に要する経費等について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この補助金は、平成29年4月17日雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育人材確保事業の実施について」の別添1「保育士資格取得支援事業実施要綱」（以下「保育士資格取得支援事業実施要綱」という。）及び平成27年5月21日初等中等教育局長裁定「教育支援体制整備事業費交付金実施要領」（以下「教育支援体制整備事業費交付金実施要領」という。）に基づいて行う、次の事業の対象施設（保育士資格取得支援事業実施要綱及び教育支援体制整備事業費交付金実施要領に定める対象施設をいう。以下同じ。）を運営する法人（鹿児島市内に所在する対象施設を除く。）、市町村（鹿児島市を除く。以下同じ）及び鹿児島市（鹿児島市内に所在する対象施設に限る。）を補助事業者とする。

- (1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業（鹿児島市内に所在する対象施設を除く。）
- (2) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の補助対象事業の内容、補助対象経費、補助基準額及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付額は、次により算出する。この場合において、事業ごとに算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 対象施設の所在地が鹿児島市以外

補助金の交付額は、別表第1欄に定める事業ごとに、同表の第5欄に定める補助基準額と、同表の第4欄に定める補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額とする。

- (2) 鹿児島市内に所在する対象施設

補助金の交付額は、別表第1欄に定める事業ごとに、同表の第5欄に定める補助基準額と、同表の第4欄に定める補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

(事業実施計画書の提出等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次により行うものとする。

1 対象施設の所在地が鹿児島市以外

- (1) 申請者は、事業の対象者が、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設又は幼稚園教諭を養成する大学若しくは幼稚園免許状の更新講習を実施する施設の受講を開始した日の属する年度内に、事業ごとに定める事業計画書(別記第1号様式)を、施設所在地の市町村を経由の上(申請者が市町村の場合を除く。)、知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、事業実施計画書を受理した場合、内容の審査を行い、本補助金の対象の可否を速やかに決定するものとする。
- (3) 知事は、前項により本補助金の対象と認めた場合には、当該事業実施計画を承認し、当該申請者に通知するとともに、第1項で経由した市町村に通知書の写しを送付するものとする。

2 鹿児島市内に所在する対象施設

申請者は、事業の対象者が、幼稚園教諭を養成する大学又は幼稚園免許状の更新講習を実施する施設の受講を開始した日の属する年度内に、教育支援体制整備事業費交付金実施要領の事業ごとに定める実施計画書及び同計画を決定した旨の通知書の写しを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、前条第1項の規定による承認を受けた後又は第2項の通知書等の写しを提出した後、別表の第7欄に定める日までに、対象施設の所在する市町村を経由して(申請者が市町村の場合を除く。)、次により行うものとする。

2 対象施設の所在地が鹿児島市以外

- (1) 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第2号様式によるものとする。
- (2) 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - ア 鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金所要額内訳表(別記第4号様式)
 - イ 事業ごとに定める完了報告書(別記第6号様式)
 - ウ 鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金収支精算書(別記第7号様式)(申請者が市町村以外の場合に限る。)
 - エ 歳入歳出予算(見込)書抄本(申請者が市町村の場合に限る。)
 - オ その他知事が必要と認める書類

3 鹿児島市内に所在する対象施設

- (1) 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第3号様式によるものとする。
- (2) 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - ア 鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金所要額内訳表(別記第5号様式)
 - イ 教育支援体制整備事業費交付金実施要領の事業ごとに定める実績報告書の写し
 - ウ 歳入歳出予算(見込)書抄本
 - エ その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第6条 別表第1欄の事業で養成施設受講料等補助又は免許更新受講料等補助の対象者は、保育士証の交付若しくは幼稚園教諭免許状の交付を受けた後又は幼稚園教諭免許状の更新後、対象施設において原則1年間以上勤務することとする。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第7条 知事は、規則第3条の補助金交付申請書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び確定通知書(別記第8号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金交付請求書は別記第9号様式のとおりとする。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

鹿 児 島 県 保 育 士 資 格 等 取 得 支 援 事 業 一 覧

1 事業名	2 補助対象事業の内容	3 補助事業者	4 補助対象経費	5 補助基準額	6 補助率	7 交付申請の期限
保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業(養成施設受講料等補助)	「就学前の子どものもにもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成8年法律第77号)第2条第6項に定める認定こども園(以下「認定こども園」という。))並びに認定こども園への移行を予定している施設(以下「認定こども園等」という。))に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者であって、保育士資格を有していない者(以下「補助対象保育士」という。))が保育士資格を取得するために要した養成施設受講料等の補助	認定こども園等(鹿児島市に所在する施設を除く。))の設置者	養成施設に対して支払われた入学科(養成施設における受講料の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は併願登録料)、受講料(面接、授業料、教科書代及び教材費(受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。))及び上記経費の消費税	補助対象保育士1人につき補助対象経費の1/2 ただし、100千円を上限とする。	/	補助対象保育士が保育士証の交付を受けて後、保育所等において常勤職員として勤務を開始した日の属する月の末日まで。ただし、やむを得ない理由により当該提出までに提出できない場合は、この限りでない。
保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業(代替保育士雇上費補助)	保育士(保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得後、代替として、認定こども園等(公立を除く。))に雇上された代替保育士(以下「対象保育士」という。))に係る雇上費の補助	認定こども園等(鹿児島市に所在する施設を除く。))の設置者	対象保育士に係る雇上費	対象保育士1日当たり7,220円	/	補助対象幼稚園教諭が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで。ただし、やむを得ない理由により当該提出までに提出できない場合は、この限りでない。
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業(養成施設受講料等補助)	認定こども園等に勤務している保育士資格を有する者であって、幼稚園教諭免許状を有していない者(以下「補助対象幼稚園教諭」という。))が幼稚園教諭免許状を取得するために要した養成施設受講料等の補助	認定こども園等(鹿児島市に所在する施設を除く。))又は鹿児島市	養成施設に対して支払われた入学科又は登録料(受講の開始に際し、大学に納付するもの)、受講料(授業料、教科書代及び教材費(受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。))及び上記経費の消費税	補助対象幼稚園教諭1人につき補助対象経費の1/2 ただし、100千円を上限とする。	1/2 (補助事業者が鹿児島市に限る。)(※1)	補助対象幼稚園教諭が幼稚園免許状の交付を受けた後、認定こども園等において常勤職員として勤務を開始した日の属する月の末日まで。ただし、やむを得ない理由により当該提出までに提出できない場合は、この限りでない。 鹿児島市の場合は、知事が別に定める日とする。
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業(免許更新受講料等補助)	認定こども園等に勤務している者で以下のいずれかに該当する者(以下「補助対象更新教諭」という。))が幼稚園教諭免許状の受講料等の補助 (1)幼稚園型認定こども園に勤務している者で、保育教諭であって幼稚園教諭免許状及び保育士資格を有している者、保育教諭であって幼稚園教諭免許状を有し保育士資格の取得を予定している者及び保育教諭以外の者で幼稚園教諭免許状を有し更新講習を受講する資格を有している者 (2)幼稚園型認定こども園以外の対象施設に保育士として勤務している者で、幼稚園教諭免許状を有し更新講習を受講する資格を有している者	認定こども園等(鹿児島市に所在する施設を除く。))の設置者又は鹿児島市	更新講習を実施する施設に対して支払われた受講料(授業料、教科書代及び教材費(受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。))及び上記経費の消費税	補助対象更新教諭1人につき補助対象経費の1/2 ただし、100千円を上限とする。	1/2 (補助事業者が鹿児島市に限る。)(※1)	補助対象更新教諭が幼稚園免許状の更新後、認定こども園等において常勤職員として勤務を開始した日の属する月の末日まで。ただし、やむを得ない理由により当該提出までに提出できない場合は、この限りでない。 鹿児島市の場合は、知事が別に定める日とする。

鹿 児 島 県 保 育 士 資 格 等 取 得 支 援 事 業 一 覧

1 事業名	2 補助対象事業の内容	3 補助事業者	4 補助対象経費	5 補助基準額	6 補助率	7 交付申請の期限
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業(代替幼稚園教諭雇上費補助)	幼稚園教諭(保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業(養成施設受講料等補助)の対象となる幼稚園教諭)の代替として、認定こども園等(公立を除く。)に雇上された幼稚園教諭(以下「対象幼稚園教諭」という。)に係る雇上費の補助	認定こども園等(鹿児島市に所在する施設を除く。)の設置者又は鹿児島市	対象幼稚園教諭に係る雇上費	対象幼稚園教諭1日当たりの7,220円	1/2(補助事業者が鹿児島市に限る。)(※1)	補助対象保育士が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで。ただし、やむを得ない理由により、当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。 鹿児島市の場合は、知事が別に定める日とする。

※1 第6欄に定める補助率は、第5欄に定める補助基準額と、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していづれか少ない方(※)に1/2を乗じる。

別記第1号様式（その1）（第4条関係）

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業実施計画書
 〈受講料等補助事業〉

年 月 日

鹿児島県知事

殿

施設の設置者

所在地

市町村名・法人名

代表者

①施設名			
②施設所在地 (鹿児島市除く)	(〒 -)	電話	
③施設の種別 ※いずれかに○をつけること。	1 認定こども園 2 認定こども園への移行を予定している施設 (移行予定時期 年 月)		
④受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
⑤養成施設名			
⑥受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日(※1))		
⑦保育実習や面接授業期間	保育実習	日, 面接授業	日, 合計 日
⑧受講に要する費用	入学料	円, 受講料	円, 合計 円
⑨保育士修学資金貸付事業等, 類似事業の貸付等の有無	保育士修学資金貸付事業等の類似事業の貸付等を 受けている ・ 受けていない ※いずれかに○をつけること。		
(備考)			

(注) 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 認定こども園への移行を予定している施設においては, 移行予定時期がわかる移行計画(理事会資料等の写し)及び移行予定時期を記入すること。
- 2 受講者が当該対象施設に常勤職員として勤務していることが確認できる書類
- 3 受講者に係る幼稚園教諭免許状の写し
- 4 養成施設の入学日及び受講許可を得た日を確認できる書類
- 5 受講者が養成施設に在学していることが確認できる書類(実施計画書を提出する際, まだ受講を開始していない場合には, 「⑥受講期間」の余白にその旨を記入し, 受講を開始してから当該書類を追加で提出すること。)

※1 受講開始日

次のいずれか早い日を受講開始とする。

- ・ 養成施設に入学した日
- ・ 養成施設からの受講許可を得た日

第1号様式（その2）（第4条関係）

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業実施計画書
 〈代替保育士雇上費補助事業〉

年 月 日

鹿児島県知事

殿

施設の設置者

所在地

市町村名・法人名

代表者

①施設名			
②施設所在地 (鹿児島市除く)	(〒 -)	電話	
③施設の種別 ※いずれかに○をつけること。	1 認定こども園 2 認定こども園への移行を予定している施設 (移行予定時期 年 月)		
④受講者 (対象保育士)の 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
⑤養成施設名			
⑥受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日 (※1))		
⑦教育実習や面接授業期間	教育実習 日, 面接授業 日, 合計 日		
⑧代替保育士の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
⑨代替保育士の雇上期間	年 月 日 ~ 年 月 日 雇上計画日数 (日間)		
(備考)			

(注) 次に掲げる書類を添付すること。

- 代替保育士が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類（実施計画書を提出する際、まだ雇用を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記入し、雇用を開始してから追加で提出すること。）
- 代替保育士に係る保育士証の写し

※ 本計画書は、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書〈受講料等補助〉（第1号様式（その3））及びその添付書類と併せて提出すること。

※1 受講開始日

次のいずれか早い日を受講開始とする。

- 養成施設に入学した日
- 養成施設からの受講許可を得て、科目の受講等を開始した日
- 受講申込み時点で入学金等を養成施設に支払う場合には受講申込日

第1号様式（その3）（第4条関係）

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書
 〈受講料等補助事業〉

年 月 日

鹿児島県知事

殿

施設の設置者

所在地

市町村名・法人名

代表者

①施設名			
②施設所在地 (鹿児島市除く)	(〒 -)	電話	
③施設の種別 ※いずれかに○をつけること。	1 認定こども園 2 認定こども園への移行を予定している施設 (移行予定時期 年 月)		
④受講者の氏名	フリガナ		年 月 日生
		生年月日	(歳)
⑤養成施設名			
⑥受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日(※1))		
⑦教育実習や面接授業期間	教育実習	日, 面接授業	日, 合計 日
⑧受講に要する費用	入学金	円, 受講料	円, 合計 円
⑨雇用保険制度の教育訓練給付等, 類似事業の貸付等の有無	雇用保険制度の教育訓練給付等の類似事業の貸付等を 受けている ・ 受けていない ※いずれかに○をつけること。		
(備考)			

(注) 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 認定こども園への移行を予定している施設においては, 移行予定時期がわかる移行計画(理事会資料等の写し)及び移行予定時期を記入すること。
- 2 受講者が当該対象施設に常勤職員として勤務していることが確認できる書類
- 3 受講者に係る保育士証の写し
- 4 養成施設の入学日及び受講許可を得た日を確認できる書類
- 5 受講者が養成施設に在学していることが確認できる書類(実施計画書を提出する際, まだ受講を開始していない場合には, 「⑥受講期間」の余白にその旨を記入し, 受講を開始してから当該書類を追加で提出すること。)

※1 受講開始日

次のいずれか早い日を受講開始とする。

- ・ 養成施設に入学した日
- ・ 養成施設からの受講許可を得て, 科目の受講等を開始した日
- ・ 受講申込み時点で入学金等を養成施設に支払う場合には受講申込日

第1号様式（その4）（第4条関係）

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書
 〈免許更新受講料等補助事業〉

年 月 日

鹿児島県知事

殿

施設の設置者

所在地

市町村名・法人名

代表者

①施設名			
②施設所在地 (鹿児島市除く)	(〒 -)	電話	
③施設の種別 ※いずれかに○をつけること。	1 認定こども園 2 認定こども園への移行を予定している施設 (移行予定時期 年 月)		
④受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
⑤更新講習を実施する施設名			
⑥受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日(※1))		
⑦教育実習や面接授業期間	教育実習	日, 面接授業	日, 合計 日
⑧受講に要する費用	入学金	円, 受講料	円, 合計 円
⑨雇用保険制度の教育訓練給付等, 類似事業の貸付等の有無	雇用保険制度の教育訓練給付等の類似事業の貸付等を 受けている ・ 受けていない ※いずれかに○をつけること。		
(備考)			

(注) 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 認定こども園への移行を予定している施設においては, 移行予定時期がわかる移行計画(理事会資料等の写し)及び移行予定時期を記入すること。
- 2 受講者が当該対象施設に常勤職員として勤務していることが確認できる書類
- 3 受講者に係る幼稚園教諭免許状の写し
- 4 受講者に係る保育士証の写し(当該対象施設が幼保連携型認定こども園でない場合)
- 5 更新講習の受講を開始した日を確認できる書類
- 6 受講者が更新講習を実施する施設で講習を開始していることが確認できる書類(実施計画書を提出する際, まだ受講を開始していない場合には, 「⑥受講期間」の余白にその旨を記入し, 受講を開始してから当該書類を追加で提出すること。)

※1 受講開始日

次のいずれか早い日を受講開始とする。

- ・ 更新講習の受講等を開始した日
- ・ 受講申込み時点で受講料等を更新講習を実施する施設に支払う場合には受講申込日

第1号様式（その5）（第4条関係）

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書
 〈代替幼稚園教諭雇上費補助事業〉

年 月 日

鹿児島県知事

殿

施設の設置者
 所在地
 法人名
 代表者 理事長

①施設名			
②施設所在地 (鹿児島市除く)	(〒 -)	電話	
③施設の種別 ※いずれかに○をつけること。	1 認定こども園 2 認定こども園への移行を予定している施設 (移行予定時期 年 月)		
④受講者 (対象幼稚園教諭)の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
⑤養成施設名			
⑥受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日 (※1))		
⑦保育実習や面接授業期間	保育実習 日, 面接授業 日, 合計 日		
⑧代替幼稚園教諭の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
⑨代替幼稚園教諭の雇上期間	年 月 日 ~ 年 月 日 雇上計画日数 (日間)		
(備考)			

(注) 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 代替幼稚園教諭が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類（実施計画書を提出する際、まだ雇用を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記入し、雇用を開始してから追加で提出すること。）
- 2 代替幼稚園教諭に係る幼稚園教諭免許状の写し

※ 本計画書は、保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業実施計画書〈受講料等補助〉（第1号様式(その1)）及びその添付書類と併せて提出すること。

※1 受講開始日

次のいずれか早い日を受講開始とする。

- ・ 養成施設に入学した日
- ・ 養成施設からの受講許可を得た日

鹿児島県知事 殿

所在地：
市町村名・法人名：
代表者名：

年度鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金交付申請書

年度において鹿児島県保育士資格等取得支援事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金所要額内訳表（別記第4号様式）
- (2) 事業ごとに定める完了報告書（別記第6号様式）
- (3) 鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金収支精算書（別記第7号様式）
- (4) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (5) その他知事が必要と認める書類

鹿児島県知事 殿

所在地：
市町村名：
代表者名：

年度鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金交付申請書

年度において鹿児島県保育士資格等取得支援事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金所要額内訳表（別記第5号様式）
- (2) 教育支援体制整備事業費交付金実施要領の事業ごとに定める実績報告書の写し
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

年度 鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金所要額内訳表

市町村名・法人名	
----------	--

単位：円

事業名	事業内容	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③=①-②	対象経費の実支出額 ④	選定額 (③と④を比較して低い額) ⑤	補助基準額 ⑥	県補助所要額 (⑤と⑥を比較して低い額) ⑦
保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	受講料等補助							
	代替保育士雇上費補助							
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業	受講料等補助							
	免許更新受講料等補助							
	代替幼稚園教諭雇上費補助							
合 計								

(注1) 補助金の対象となる者1人につき1行とすること。入力する行が不足する場合は適宜挿入すること。

(注2) ①欄には、対象経費以外も含めた総事業費を記入すること。

(注3) ②欄には、鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金以外の収入がある場合にその金額を記入すること。

(注4) ④欄には、①欄のうち対象経費に係る支出額を記入すること。

(注5) ⑤欄には、③欄と④欄を比較して少ない方の額を記入すること。

(注6) ⑥欄には、鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱別表第5欄に定める補助基準額を記入すること。

(注7) ⑦欄には、⑤欄と⑥欄を比較して少ない方の額を記入すること。なお、事業ごとに算出された県費補助所要額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

年度 鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金所要額内訳表

市町村名	
------	--

単位：円

事業名	事業内容	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③=①-②	対象経費の実支出額 ④	選定額 (③と④を比較して低い額) ⑤	補助基準額 ⑥	県補助所要額 (⑤と⑥を比較して低い額に1/2を乗じた額) ⑦
保育教諭確保のための 幼稚園教諭免許状取得 支援事業	受講料等補助							
	免許更新受講料等補助							
	代替幼稚園教諭雇上費 補助							
合 計								

(注1) 補助金の対象となる者1人につき1行とすること。入力する行が不足する場合は適宜挿入すること。

(注2) ①欄には、対象経費以外も含めた総事業費を記入すること。

(注3) ②欄には、鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金以外の収入がある場合にその金額を記入すること。

(注4) ④欄には、①欄のうち対象経費に係る支出額を記入すること。

(注5) ⑤欄には、③欄と④欄を比較して少ない方の額を記入すること。

(注6) ⑥欄には、鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金交付要綱別表第5欄に定める補助基準額を記入すること。

(注7) ⑦欄には、⑤欄と⑥欄を比較して少ない方の額に1/2を乗じて得た額を記入すること。なお、事業ごとに算出された県費補助所要額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第6号様式（その1）（第5条関係）

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業完了報告書
 〈受講料等補助事業〉

年 月 日

鹿児島県知事 殿

施設の設置者
 所在地
 市町村名・法人名
 代表者

①施設名			
②施設所在地 （鹿児島市除く）	〒 - ）	電話	
③施設の種別 ※いずれかに○をつけること。	1 認定こども園 2 認定こども園への移行を予定している施設 （移行予定時期 年 月 ）		
④受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 （ 歳 ）
⑤養成施設名			
⑥受講期間	年 月 日 ～ 年 月 日 （受講開始日（※1））		
⑦保育実習や面接授業期間	保育実習	日, 面接授業	日, 合計 日
⑧受講に要した費用	入学金	円, 受講料	円, 合計 円
⑨保育士証の交付を受けた後, 当該施設に常勤職員として勤務を開始した日	年 月 日		
(備考)			

(注) 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 認定こども園への移行を予定している施設においては、移行予定時期がわかる移行計画（理事会資料等の写し）及び移行予定時期を記入すること。
- 2 受講者が保育士証の交付を受けた後、当該対象施設に常勤職員として勤務していることが確認できる書類
- 3 受講者に係る保育士証の写し
- 4 養成施設の長が発行する対象経費の領収書（次に掲げる事項が記載された書類）
 養成施設の名称、支払者名、領収額、領収額の内訳（入学金と受講料のそれぞれの額）、領収日、領収印

※1 受講開始日

次のいずれか早い日を受講開始とする。

- ・ 養成施設に入学した日
- ・ 養成施設からの受講許可を得た日

第6号様式（その2）（第5条関係）

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業完了報告書
 〈代替保育士雇上費補助事業〉

年 月 日

鹿児島県知事 殿

施設の設置者
 所在地
 市町村名・法人名
 代表者

①施設名			
②施設所在地 (鹿児島市除く)	(〒 -)	電話	
③施設の種別 ※いずれかに○をつけること。	1 認定こども園 2 認定こども園への移行を予定している施設 (移行予定時期 年 月)		
④受講者(対象保育士)の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
⑤養成施設名			
⑥受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日(※1))		
⑦教育実習や面接授業期間	教育実習 日, 面接授業 日, 合計 日		
⑧代替保育士の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
⑨代替保育士の雇上期間	年 月 日 ~ 年 月 日 雇上日数 (日間)		
⑩代替保育士の雇上に要した費用	円		
(備考)			

(注) 次に掲げる書類を添付すること。

- 代替保育士が当該対象施設に勤務していたことが確認できる書類
- 代替保育士が勤務した日において、当該代替職員の雇上が必要であったことを確認できる書類(受講者が養成施設において受講した日程等)
- ⑩代替保育士の雇上に要した費用の欄に記入した金額の根拠資料及び当該費用を支払ったことを確認できる書類

※ 本報告書は、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書(受講料等補助)(第6号様式(その3))及びその添付書類と併せて提出すること。

※1 受講開始日

次のいずれか早い日を受講開始とする。

- 養成施設に入学した日
- 養成施設からの受講許可を得て、科目の受講等を開始した日
- 受講申込み時点で入学料等を養成施設に支払う場合には受講申込日

第6号様式（その3）（第5条関係）

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書
 〈受講料等補助事業〉

年 月 日

鹿児島県知事

殿

施設の設置者

所在地
 市町村名・法人名
 代表者

①施設名			
②施設所在地 （鹿児島市除く）	〒 - ）	電話	
③施設の種別 ※いずれかに○をつけること。	1 認定こども園 2 認定こども園への移行を予定している施設 （移行予定時期 年 月）		
④受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 （ 歳）
⑤養成施設名			
⑥受講期間	年 月 日 ～ 年 月 日 （受講開始日（※1））		
⑦教育実習や面接授業期間	教育実習	日, 面接授業	日, 合計 日
⑧受講に要した費用	入学料	円, 受講料	円, 合計 円
⑨幼稚園教諭免許状の交付を受けた後, 当該施設に常勤職員として勤務を開始した日	年 月 日		
(備考)			

(注) 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 認定こども園への移行を予定している施設においては, 移行予定時期がわかる移行計画（理事会資料等の写し）及び移行予定時期を記入すること。
- 2 受講者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後, 当該対象施設に常勤職員として勤務していることが確認できる書類
- 3 受講者にかかる幼稚園教諭免許状の写し
- 4 養成施設の長が発行する対象経費の領収書（次に掲げる事項が記載された書類）
 養成施設の名称, 支払者名, 領収額, 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）, 領収日, 領収印

※1 受講開始日

次のいずれか早い日を受講開始とする。

- ・ 養成施設に入学した日
- ・ 養成施設からの受講許可を得て, 科目の受講等を開始した日
- ・ 受講申込み時点で入学料等を養成施設に支払う場合には受講申込日

第6号様式（その4）（第5条関係）

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書
 〈免許更新受講料等補助事業〉

年 月 日

鹿児島県知事 殿

施設の設置者
 所在地
 市町村名・法人名
 代表者

①施設名			
②施設所在地 (鹿児島市除く)	(〒 -)	電話	
③施設の種別 ※いずれかに○をつけること。	1 認定こども園 2 認定こども園への移行を予定している施設 (移行予定時期 年 月)		
④受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
⑤更新講習を実施する施設名			
⑥受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日(※1))		
⑦教育実習や面接授業期間	教育実習	日, 面接授業	日, 合計 日
⑧受講に要した費用	入学料	円, 受講料	円, 合計 円
⑨更新講習修了確認証明書等の発行を受けた後、当該施設に常勤職員として勤務を開始した日	年 月 日		
(備考)			

(注) 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 認定こども園への移行を予定している施設においては、移行予定時期がわかる移行計画（理事会資料等の写し）及び移行予定時期を記入すること。
- 2 受講者が更新講習修了確認証明書等の発行を受けた後、当該対象施設に常勤職員として勤務していることが確認できる書類
- 3 受講者にかかる更新講習修了確認証等の写し
- 4 更新講習を実施する施設の長が発行する対象経費の領収書（次に掲げる事項が記載された書類）
 更新講習を実施する施設の名称、支払者名、領収額、領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）、領収日、領収印

※1 受講開始日

次のいずれか早い日を受講開始とする。

- ・ 更新講習の受講等を開始した日
- ・ 受講申込み時点で受講料等を更新講習を実施する施設に支払う場合には受講申込日

第6号様式（その5）（第5条関係）

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書
 〈代替幼稚園教諭雇上費補助事業〉

年 月 日

鹿児島県知事

殿

施設の設置者
 所在地
 法人名
 代表者 理事長

①施設名			
②施設所在地 (鹿児島市除く)	(〒 -)	電話	
③施設の種別 ※いずれかに○をつけること。	1 認定こども園 2 認定こども園への移行を予定している施設 (移行予定時期 年 月)		
④受講者(対象幼稚園教諭)の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
⑤養成施設名			
⑥受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日(※1))		
⑦保育実習や面接授業期間	保育実習 日, 面接授業 日, 合計 日		
⑧代替用知恵教諭の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
⑨代替幼稚園教諭の雇上期間	年 月 日 ~ 年 月 日 雇上日数 (日間)		
⑩代替幼稚園教諭の雇上に要した費用	円		
(備考)			

(注) 次に掲げる書類を添付すること。

- 代替幼稚園教諭が当該対象施設に勤務していたことが確認できる書類
- 代替幼稚園教諭が勤務した日において、当該代替職員の雇上が必要であったことを確認できる書類(受講者が養成施設において受講した日程等)
- ⑩代替幼稚園教諭の雇上に要した費用の欄に記入した金額の根拠資料及び当該費用を支払ったことを確認できる書類

※ 本報告書は、保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業完了報告書〈受講料等補助〉(第6号様式(その1))及びその添付書類と併せて提出すること。

※1 受講開始日

次のいずれか早い日を受講開始とする。

- 養成施設に入学した日
- 養成施設からの受講許可を得た日

年度鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金収支精算書

【収入】

（単位：円）

科 目		金 額	備 考
年度			
	小 計		
年度			
	小 計		
合 計			

【支出】

（単位：円）

科 目		金 額	備 考
年度			
	小 計		
年度			
	小 計		
合 計			

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

法人名

代表者名 理事長

第8号様式（第7条関係）

番 年 月 日

殿（様）

鹿児島県知事



年度鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金交付決定
及び交付確定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により次のとおり交付することに決定し、同規則第14条の規定により交付額は、交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

第9号様式（第8条関係）

番 年 月 号 日

鹿児島県知事 殿

所在地：
市町村名・法人名：
代表者名：

年度鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け第 号の交付決定（確定）通知書に基づく 年度鹿児島県保育士資格等取得支援事業費補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	円
前回までの交付額	円
今回請求額	円
未請求額	円

金融機関名		本・支店名	
普通・当座の種別		口座番号	
(カタカナ) 口座名義人			